

公的年金制度の財政及び年金数理について

1 公的年金制度の財政に関する基本的な考え方	1
2 公的年金の財政再計算	5
3 公的年金各制度の保険料率算定方式の推移	10
4 公的年金の給付構造と財政構造	15
5 平成11年財政再計算に基づく被用者年金制度の 財政検証 概要	19
6 公的年金の財政指標	33

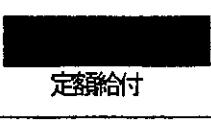
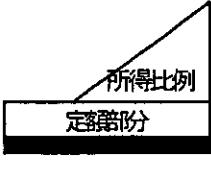
1 公的年金制度の財政に関する基本的な考え方

- 公的年金は、将来の経済社会がどのように変わろうとも、やがて必ず訪れる長い老後の収入確保を約束できる唯一のもの。
- 現在の公的年金制度は、社会全体が連帯し、その時々の現役世代が保険料を納めるという自助努力を行って高齢者の生活を支え、将来高齢者になった時に、かつて保険料を納付して高齢者の生活を支えた実績に応じて、次の現役世代の支払う保険料によって給付を受けるという、世代間扶養（賦課方式）の考え方を基本とした社会保険の仕組みによって運営。欧米諸国においても、歴史的な変遷を経て、世代間扶養の考え方を基本とした財政運営が行われており、この点は世界共通。
- 一方で、我が国は、21世紀半ばにかけての急速な高齢化の途上にあり、後代の現役世代の負担を過重なものとしないためには、積立金を活用して後代の保険料負担の上昇を緩和することが必要。
- 世代間扶養の考え方立脚しつつも、積立金の活用により後代の保険料負担の上昇を緩和する方法が、現在採用している段階保険料方式である。

○先進諸国の公的年金制度

1. ほとんどの主要国において、公的年金は、世代間扶養を基本とする社会保険方式（賦課方式の社会保険）を採用している。
2. 人口が早くから成熟化しているドイツ等では、積立金は支払準備金程度の保有となっているが、我が国は、少子高齢化が急速に進行する中で、現役世代の保険料が急速に上昇し過度なものとならないよう、一定の運用収入を確保するため、比較的大きな積立金を保有している。
3. ほとんどの主要国において、公的年金は、報酬（所得）に比例する給付（我が国の年金制度の2階部分に相当）を有する。

国名	公的年金の体系 保険料財源 税 財 源	対象者（社会保険方式に限る） ◎強制△任意×非加入	社会保険方式か 税方式か	社会保険方式における 世代間扶養（賦課方式） の採否（括弧内は積立金 の積立度合）
アメリカ	↑年金額 所得比例 —現役時の所得	◎被用者（年830ドル（約10万円）以上の收入のある者） ◎自営業者（年400ドル（約5万円）以上の收入のある者） ×無職	社会保険	世代間扶養 (給付費の約2年分)
イギリス	所得比例 定額給付	◎被用者（週に67ポンド（11,300円）以上の收入のある者）（それ以下の低所得者は△） ◎自営業者（年3,825ポンド（約65万円）以上の收入のある者）（それ以下の低所得者は△） △無職	社会保険	世代間扶養 (給付費の約2ヶ月分)
ドイツ	所得比例	◎被用者（週15時間以内の短時間労働者、月620マク（約3万円）以下の低收入者は△） △自営業者（業種によっては◎）、無職	社会保険	世代間扶養 (給付費の約1ヶ月分)
フランス	老人最低保障 所得比例	◎被用者、自営業者 △無職	社会保険 (年金、所得の低い者には税による老人最低保障給付あり)	世代間扶養 (給付費の約1ヶ月分) →今後、積立度合を増す予定
スウェーデン	保証年金 所得比例	◎被用者、自営業者 ×無職	社会保険 (年金の低い者には税による保証年金あり) →1999年ご税方式の基本年金を社会保険方式中心に改めた。	世代間扶養 (給付費の約4年分) (2000年) →1999年改革により部分的に積立方式を導入

カナダ		◎被用者、自営業者(年3,500ドル(約24万円)以上の収入のある者) ×無職	社会保険 (年金、所得の低い者には税による基本年金、補足給付あり)	世代間扶養 (給付費の約2年分) →1998年改革により今後約4~5年分に積み増す予定
オーストラリア		(給与の8%を老後のため強制貯蓄。それを運用したものを老後に給付。)	老後のための強制貯蓄 (年金、所得の低い者には税による老齢年金あり) →1992年に従来の税方式を補足的なものに改め、老後のための強制貯蓄を導入	—
ニュージーランド		(税を財源とし、全居住者対象)	税	—
日本		◎被用者、自営業者、無職	社会保険	世代間扶養 (給付費の約5年分) (厚生年金) →今後高齢化に伴い約3年分に縮小

公的年金制度一覧

○国民年金制度

(平成12年3月末現在)

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者 ②	老齢基礎年金等 成年金額 平均年金額 ② ①	老齢基礎年金等 積立金 積立度合 (平成13年4月)	保険料 (平成13年4月)	支給開始年齢
第1号被保険者	2,118万人	1,977万人	5.0%	兆円 9.5	2.9	13,300円
第2号被保険者	3,775万人	28.0%	—	—	—	65歳
第3号被保険者	1,169万人	—	—	—	—	—
合計	7,062万人	—	—	—	—	—

(注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、17万人である。

2. 老齢基礎年金等平均年金額は、老齢基礎年金受給権者と旧国民年金法による老齢年金受給権者に係るものである。

○被用者年金制度

(平成12年3月末現在)

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者 ②	成年金額 平均年金額 ② ①	老齢(退職)年金 積立金 積立度合 (平成13年4月)	保険料 (平成13年4月)	支給開始年齢 (平成13年度)
厚生年金保険	3,248万人	858万人	26.4%	兆円 134.8	5.3	17.35%
国家公務員共済組合	111人	58人	52.5%	兆円 17.6	134.8	5.3
地方公務員共済組合	329人	137人	41.7%	兆円 22.0	8.3	18.39%
私立学校教職員共済組合	40人	6人	15.7%	兆円 23.6	3.5	16.56%
農林漁業団体職員共済組合	47人	15人	30.9%	兆円 22.2	2.9	10.6
合計	3,775人	1,074人	28.5%	兆円 18.2	2.0	13.3
				兆円 18.6	1.83	19.49%
				兆円 18.3	5.6	—

(注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金額には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合において厚生年金保険に統合される前に既定された受給権者に係る分を含む。)

2. 共済組合の老齢(退職)年金受給権者数及び平均年金額には減額退職年金に係る分を含む。

3. 平均年金額は、老齢基礎年金を含んだものである。

4. 保険料率は、標準報酬ベースであり、本人負担分の2倍としている。

5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、19.15%であり、また、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、それぞれ20.09%及び19.92%である。

2 公的年金の財政再計算

公的年金の保険料率は、少なくとも5年に一度、給付に要する費用額等を予想し、将来にわたって財政の均衡が保たれるように再計算されている。

1 将来見通し

公的年金各制度は、計算基準時点から将来にわたり、想定される経済社会状況の下、賃金上昇率、消費者物価上昇率等についての前提を置き、被保険者数の見通し、受給者数の見通し、給付費の見通しを作成している。保険料収入については、年金財政の長期的な収支均衡が図れるように将来の保険料率を設定して推計を行い、給付費の見通し等とあわせて年金制度の財政見通しを作成している。

2 基礎率・基礎数

将来見通しは、

- ① 再計算基準時点の直近に得られる基礎統計に基づいて、被保険者、受給者、年金額等に関する年齢別等の項目別に分類したデータを初期値とし、
- ② 別途作成される将来推計人口・労働力見通しと
- ③ 過去の実績を参考に設定する脱退率、障害年金発生率、死亡率、失権率、賃金上昇率、消費者物価上昇率など

を用い、被保険者数、受給者数、給付費等が将来に向けてどのように変化していくか、シミュレーションするという考え方によっている。

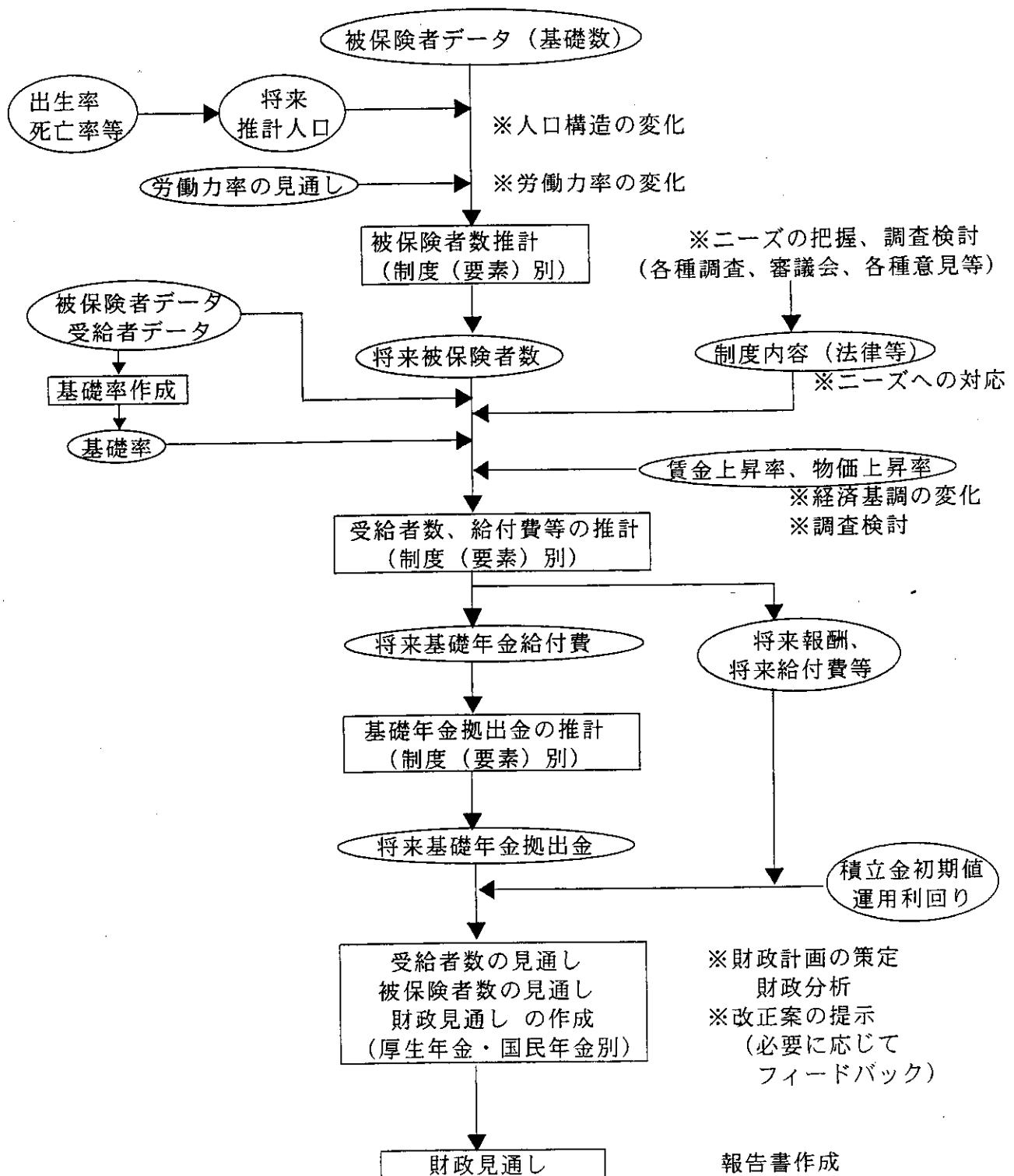
初期値のことを基礎数、脱退率、障害年金発生率、死亡率などの保険事故の発生を予測するための率や、失権率、賃金上昇率、消費者物価上昇率などの率を基礎率という。

3 財政再計算

実際の被保険者数や受給者数、財政状況は、必ずしも将来見通しだおりとはならない。その場合、予定した長期的な収支均衡が、必ずしも図れることになる。

このため公的年金制度では、定期的に、経済社会の変化・事業状況に基づき前提条件を改めた上で将来見通しを再度計算し、収入と支出の長期的均衡が図られるよう、保険料率を見直している。これが、財政再計算である。

財政再計算における将来見通し作成過程の全体像(概要) －厚生年金・国民年金の例－



基礎数、基礎率等の例 －厚生年金 平成11年財政再計算の場合－

1 将来推計人口

日本の将来推計人口（平成9年1月）における中位推計（国立社会保障・人口問題研究所）

2 労働力率の見通し 労働省職業安定局推計（平成10年10月）

3 基礎数 （直近の被保険者・年金受給者の統計データ）

- ・国民年金及び厚生年金の実績に基づき設定
(主要項目)

年齢・被保険者期間別被保険者数

年齢・被保険者期間別平均被保険者期間

年齢・被保険者期間別標準報酬月額

年金の種類・年齢別受給者数

年金の種類・年齢別年金額

厚生年金・国民年金の積立金額

4 基礎率（人口学的要素）

（被保険者数、年金受給者数が今後どのように変化していくのか推計するための率等）

- ・国民年金及び厚生年金の実績並びに各種統計資料等に基づき設定
(主要項目)

被保険者総脱退率（年度内脱退者数÷年度平均被保険者数）

被保険者死亡脱退率

障害年金発生率

標準報酬指数（昇級指数）…（20.5歳を1とした各年齢の標準報酬額の指数）

老齢年金失権率

障害年金失権率

遺族年金失権率

遺族年金発生割合（被保険者死亡時に、妻、子等を有する割合）

年齢相関（死亡した被保険者の年齢と遺族の年齢の関係）

再加入率（加入者のうちの再加入者である者の割合）

5 基礎率（経済的因素）

賃金上昇率

物価上昇率

運用利回り

出所 厚生省年金局数理課「厚生年金・国民年金平成11年財政再計算結果」

公的年金制度に係る法律における財政再計算に関する規定

国民年金法

国民年金法において、「保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきもの」と規定されている。

また、保険料の額は、将来にわたつて財政の均衡が保たれるまでの間、「段階的に引き上げられるべきもの」と規定されている。

基礎年金の給付に要する費用に充てるための基礎年金拠出金については、国民年金法において、「再計算が行われるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする」と規定されている。

厚生年金保険法

厚生年金保険法において、「保険料率は、保険給付に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）の予想額」並びに「特別保険料、予定運用収入」及び「国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきもの」と規定されている。

また、保険料率は、将来にわたつて財政の均衡が保たれるまでの間、「段階的に引き上げられるべきもの」と規定されている。

国家公務員共済組合法、国家公務員共済組合法施行令

国家公務員共済組合法において、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る保険料相当部分を含む）については、「その費用の予想額」と「掛金、特別掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額」とが、「将来にわたつて財政の均衡を保つことができる」ように「少なくとも五年ごとに再計算を行うもの」と規定されている。

また、国家公務員共済組合法施行令において、長期給付に係る掛け率は、「財務大臣の定める基準に従つて、掛け率を段階的に引き上げること」によって、長期給付に要する費用の算定額と、当該事業年度以後における掛け金、特別掛け金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが「将来にわたつて財政の均衡を保つことができるよう算定するものとする」と規定されている。

地方公務員等共済組合法、地方公務員等共済組合法施行令

地方公務員等共済組合法において、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る保険料相当部分を含む）については、「その費用の予想額」と「掛け金、特別掛け金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額」とが、「将来にわたつて財政の均衡を保つことができる」ように「少なくとも五年ごとに再計算を行うもの」と規定されている。

また、地方公務員等共済組合法施行令において、長期給付に係る掛け率は、「総務大臣の定める基準に従つて、掛け率を段階的に引き上げること」によって、長期給付に要する費用の算定額と、当該事業年度以後における「掛け金、特別掛け金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額」とが「将来にわたつて財政の均衡を保つことができるよう算定するものとする」と規定されている。

注 私立学校教職員共済及び農林漁業団体職員共済組合については、法律に再計算の規定はないが、慣例として上記4制度同様、少なくとも5年ごとに再計算が行われている。

3 公的年金各制度の保険料率算定方式の推移

(1) 厚生年金

保険料改定時期	保険料率(%)		将来見通しに基づく最終保険料率(%)		保険料率算定期	国庫負担割合	備考
	男子 妻子	坑内員	男子 妻子	坑内員			
昭和17年6月	6.4	-	8.0	6.4	-	8.0	平進保険料方式 男子 坑内員 10% 坑内員 20%
昭和19年10月	11.0	11.0	15.0	11.0	15.0	-	男子・女子 坑内員 10% 20%
昭和22年9月	9.4	6.8	12.6	9.4	6.8	12.6	"
昭和23年8月	3.0	3.0	3.5	9.4	5.5	12.3	"
昭和29年5月	3.0	3.0	3.5	5.0	3.6	6.0	インフレによる積立金の減価等を考慮して、暫定保険料率（未だ受給者のなかつた養老年金の年金額を1,200円として算定）が採られた。
昭和35年5月	3.5	3.0	4.2	4.4	3.1	5.2	急激な保険料の増を避けるため、保険料率の将来見通しを作成することにより、段階的保険料方式が採られた。 「少なくとも5年毎に財政再計算を行う」ことが法律上規定された。
昭和40年5月	5.5	3.9	6.7	6.9	5.3	15.8	標準保険料率（将来の被保険者期間に見合う平準保険料率）（男子5.5% 女子4.8% 坑内員6.7%）を当面の拠出保険料率設定の基礎とした。 「保険料率は段階的に引き上げられるべきものとする」ことが法律上規定された。
昭和44年11月	6.2	4.6	7.4	8.5	6.4	20.4	標準保険料率（男子6.2% 女子5.2% 坑内員9.2%）を当面の保険料率設定の基礎とした。
昭和48年4月	7.6	5.8	8.8	10.5	13.9	46.9	標準報酬の再評価制・物価スライド制の導入。 保険料率は将来見通しに基づいて算定されるようになつた。
昭和51年8月	9.1	7.3	10.3	13.9	20.0	61.5	（平準保険料率は参考として算定）
昭和55年10月	10.6	8.9	11.8	19.1	26.4	65.6	将来見通しに基づく段階保険料方式
昭和60年10月	12.4	11.3	13.6	-	-	28.9 (平成33年)	"
平成2年1月	14.3	13.8	16.1	-	-	65歳支給：26.1 60歳支給：31.5 (平成32年)	昭和61年4月から原則、基礎年金拠出金の1/3
平成3年1月	14.5	14.15	16.3	-	-	"	女子につては、昭和55年10月の8.9%から昭和59年10月の9.3%まで1年ごとに0.1%引き上げ。
平成6年11月	16.5	18.3	-	-	-	65歳支給：26.1 60歳支給：31.5 (平成32年)	昭和61年4月から原則、基礎年金拠出金の1/3
平成8年10月	17.35	19.15	-	-	-	29.8 (平成36年)	保険料率を2段階に分けて引き上げ。
平成11年	17.35	19.15	25.5	-	27.8 (平成37年)	"	女子につては、平成3年1月の14.15%から1年ごとに0.15%ずつ引き上げ、平成6年1月に男子の保険料率14.5%に一致。
財政再計算 (国庫負担1/3、標準報酬ベース)						"	保険料率を2段階に分けて引き上げ
						"	保険料据え置き

注 昭和55年10月以前の平準保険料率は、経済変動を見込まない計算によるものである。

出所 社会保障制度審議会年金数理部会「第五次報告書」（参考資料）（平成10年3月）
社会保障制度審議会年金数理部会「平成11年財政再計算に基づく被用者年金制度の財政検証」（平成12年7月）

(2) 国共済

保険料改定時期	保険料率(%)	平準保険料率(%)	保険料率算定方式	国庫負担割合	備考
	本人負担分				
昭和34年10月	9.9	4.4	9.825	平準保険料方式	10%
昭和39年10月	10.5	4.4	10.477	"	15% 新規加入者に対する平準保険料率を保険料設定の基礎とする。 新規加入者以外の者に対する不足分は利益で償却する。
昭和44年10月	10.5	4.4	10.47	"	"
昭和49年10月	11.05	4.65	13.774	平準保険料×修正率	" 平準保険料率の80%を保険料率とする。
昭和54年10月	12.25	5.15	16.58	"	"
昭和55年1月	12.3	5.15	15.351	"	15.85% 国庫負担方法の変更のため。
昭和59年12月	16.97	7.12	20.965	"	"
昭和60年4月	14.24	7.12			
昭和61年4月	11.4	5.7			原則、基礎年金 拠出金の1/3 (11.4%)に切り替え。
平成元年10月	15.2	7.6	20.839	なお「備考」参照	" 本俸ベースの保険料率(14.24%)を標準報酬ベース とのバランスを朝案して3.8%引上げ。
平成6年12月	17.44	8.72	22.6282	"	" 保険料率を2段階に分け引き上げ。
平成8年10月	18.39	9.195			
平成11年 財政再計算	18.39	9.195	28.0	将来見通しに基づく 段階保険料方式	" 保険料据え置き

注1 一般公務員の保険料率である。

2 昭和6年4月前は本俸に対する料率である。

3 昭和6年5月から平成2年3月までは、長期給付財政調整事業分0.86%（本俸ベース1.06%）が加わる。

4 平成3年10月以前の平準保険料率は、経済変動を見込まない計算によるものである。

5 平成11年財政再計算は、組合員数見通しを2011年度まで一定、2012年度から厚生年金被保険者数の減少に連動して減少するとして計算した場合のもの。

出所 社会保障制度審議会年金部会「第五次報告書」（参考資料）（平成10年3月）

社会保障制度審議会年金部会「平成11年財政再計算に基づく被用者年金制度の財政検証」（平成12年7月）

(3) 地共済

保険料改定時期	保険料率(%)	平準保険料率(%)		保険料率算定方式	公経済負担割合	備考
		本人負担分	平準保険料率			
昭和37年12月	9.9	4.4	9.9	平準保険料方式	10%	新規加入者に対する平準保険料率を保険料設定の基礎とする。 新規加入者以外の者に対する不足分は利益で償却する。
昭和39年10月	9.9	4.2	-	-	15%	
昭和42年12月	10.75	4.5	10.75	"	"	
昭和45年1月	10.75	4.5	10.75	"	"	
昭和50年1月	11.2	4.7	11.2	"	"	
昭和54年12月	11.2	4.7	16.985	平準保険料×修正率	"	平準保険料の80%を保険料とする。
昭和55年1月	12.45	5.2	15.541	"	15.85%	
昭和59年12月	16.55	6.9	20.677	"	"	
昭和61年4月	13.95(11.04)	6.9(5.52)	-	原則、基礎年金拠出金の1/3	公経済負担方法の変更のため。	
平成元年12月	17.7(14.08)	8.8(7.04)	22.076	"	"	
平成6年12月	19.9(15.84)	9.9(7.92)	25.547	"	"	保険料率を2段階に分けて引き上げ。
平成8年12月	20.82(16.56)	10.35(8.28)				
平成11年 財政再計算	20.82(16.56)	10.35(8.28)	30.84(24.7)	将来見通しに基づく 段階保険料方式	"	保険料据え置き

注1 昭和55年以前は地方職員共済組合の一般組合員の保険料率であり、昭和59年12月以降は地方公務員共済組合連合会の一般組合員の保険料率である。

2 平成元年12月以降は公立学校公務員共済組合及び警察共済組合を含み、全地方公務員共済組合で同率である。

3 保険料率は本俸ベースである。ただし、括弧内の保険料率は標準報酬ベースであり、保険料率の左欄の括弧内は本人負担分の2倍である。

4 平成8年12月以前の平準保険料率は、経済変動を見込まない計算によるものである。

5 平成11年財政再計算の平準保険料率にある30.84は、標準報酬ベースに換算すると24.7となる(1.25で除す)。

6 平成11年財政再計算は、組合員数の見通しを2007年度までは一定、2008年度から、厚生年金被保険者数の減少に連動して減少するとして計算した場合のもの。

出所 社会保障制度審議会年金数理部会「第五次報告書」(参考資料)(平成10年3月)
社会保障制度審議会年金数理部会「平成11年財政再計算に基づく被用者年金制度の財政検証」(平成12年7月)

(4) 私学共済

保険料改定時期	保険料率 (%)	平準保険料率 (%) 国庫負担を除く	数理的保険料率 (%)	整理資源率 (%)	基礎年金拠出率 (%)	保険料率の算定方式	国庫負担割合	備考
昭和29年1月	6.2	8.715	(7.844)	8.26	0.455	—	平準保険料方式	10%
昭和29年4月	7.0							平準保険料率から私学振興財團の負担分を除いたものに概ね近い値を拠出保険料率としている。
昭和30年4月	6.2	7.977	(6.780)	6.806	1.171	—	"	15%
昭和37年1月	6.8	8.6149	(7.323)	7.1875	1.4274	—	"	
昭和40年7月	7.4	9.4268	(8.013)	8.083	1.3438	—	"	
昭和41年10月	"	9.4018	(7.898)		1.3188			16% 国庫負担割合の変更に伴い、整理資源率のみを計算。
昭和45年7月	7.4	9.928	(8.340)	8.218	1.71	—	"	
昭和47年4月	"	10.178	(8.346)		1.96			18% 国庫負担割合の変更に伴い、整理資源率のみを計算。
昭和50年8月	8.0	11.4824	(9.416)	8.743	2.7394	—	"	
昭和53年6月	9.0	12.5949	(10.328)		3.8519	—	"	石油ショックに伴う給付改善を踏まえ、整理資源率のみを計算。
昭和54年4月	9.6							
昭和55年7月	10.2	13.4452	(11.025)	9.17	4.2752	—	"	
昭和61年4月	10.2	10.1986		4.775	2.6895	2.7341	"	原則、基礎年金拠出率は平準化期間5年として計算。
平成2年4月	11.8	11.8196		5.061	3.5053	3.2533	"	原則、基礎年金拠出金の1/3算。
平成7年4月	12.8	13.5322		4.8372	2.4759	6.2191	"	基礎年金拠出率は平準化期間を全期間として計算。保険料率を2段階に分けて引き上げ。
平成9年4月	13.3							
財政再計算	13.3	22.6		—	—		"	保険料据え置き

注1 昭和61年3月までの平準保険料率は、国庫負担分を含む。括弧内は国庫負担を除いた値である。昭和61年4月以降の平準保険料率は、国庫負担分等を除く。

2 平成7年4月の平準保険料率13.5322%には、特別掛金率の標準給与月額換算分0.4%を含む。

3 平成9年4月以前の平準保険料率は、経済変動を見込まない計算によるものである。

4 平成11年財政再計算は、組合員数の見通しを2002年度に42.3万人まで増加、2003年度は横ばい、2004年度から、厚生年金被保険者数の減少に連動して減少するとして計算した場合のもの。

出所 社会保障制度審議会年金数理部会「第五次報告書」(参考資料) (平成10年3月)
社会保障制度審議会年金数理部会「平成11年財政再計算に基づく被用者年金制度の財政検証」(平成12年7月)

(5) 農林年金

保険料改定時期	保険料率(%)	平準保険料率(%)	数理的保険料率(%)	整理資源率(%)	将来見通しに基づく最終保険料率(%)	保険料率の算定方式	国庫負担割合	備考
昭和34年1月	7.8	7.587	6.122	1.465	-	平準保険料率	定率補助15%	静態平準保険料率に安全率0.213%を上乗せして拠出保険料率とした。
昭和39年10月	9.6	9.735	7.658	2.077	-	"	定率補助16%(41年10月)	
昭和46年4月	9.6	10.224	7.004	3.22	-	"	定率補助18%(47年4月)	静態平準保険料率に利差益充当分0.355%、財源調整費補助0.272%を考慮して保険料率を決定。
昭和51年4月	9.8	13.706	7.575	6.131	-	静態平準保険料率×修正率	定率補助18%財源調整費補助1.82%(54年4月)	静態平準保険料率に修正率7.7%を乗じ、利差益充当分0.459%、財源調整費補助0.47%、その他0.094%を考慮して決定。
昭和56年4月	10.9	15.457	7.669	7.788	-	"	"	静態平準保険料率に修正率7.7%を乗じ、利差益充当分0.458%、財源調整費補助0.10%、その他0.304%を考慮して決定。
昭和61年4月	13.4	25.318	-	-	29.8	動態平準保険料率×修正率(なお、備考参照)	動態平準保険料率に対する割合5.4%を乗じ、全国農林漁業振興財團からの助成金の期待値0.223%を検証のため将来見通しを作成。	
平成2年4月	16.3	30.503	(18.414)	-	32.9	将来見通しに基づく段階保険料方式	"	
平成7年4月	18.54	-	-	-	30.8	(平成32年)	"	
平成9年4月	19.49				(平成32年)	"		保険料率を2段階に分けて引き上げ。
平成11年 財政再計算	19.49	27.9	-	-	29.69	(平成32年)	"	保険料据え置き

注1 昭和56年4月以前の平準保険料率は、経済変動を見込まない計算によるものである。

2 昭和61年4月以降の平準保険料率は、経済変動を見込んだ計算によるものである(括弧内は経済変動を見込まない計算による)。

3 平成11年財政再計算は、組合員数が2007年度まで一定、2008年度から厚生年金被保険者数の減少に連動して減少するとした場合のもの。

出所 社会保障制度審議会年金数理部会「第五次報告書」(参考資料) (平成10年3月)
社会保障制度審議会年金数理部会「平成11年財政再計算に基づく被用者年金制度の財政検証」(平成12年7月)